

議案第12号

財産の貸付けについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により次の財産を適正な対価なくして貸し付けることについて、議会の議決を求める。

令和4年6月7日提出

富津市長 高橋 恭市

1 財産の表示

旧小久保ダム	
区分	内 容
土地	地番：富津市小久保字丁子ケ谷1215番、1216番1、1216番2、1217番、1218番、1218番2、1219番1、1219番2、1219番3、1220番、1221番、1222番1、1222番2、1222番3、1222番4、1223番、1224番、1224番2、字二ノ丁子ケ谷1225番、1226番、1226番2、1227番、1228番、1229番、1230番1、1231番、1232番、1233番、1233番2、1234番2、1235番、字三ノ丁子ケ谷1236番1、1236番3、1236番4、1237番1、1237番2、1238番1、1238番2、1239番、1239番2、1239番3、1240番1、1240番2の1、1240番3、1242番、1243番、1243番2、1244番、1245番、1245番2、1246番、1247番、1248番、1249番1、1249番2、1249番3、1249番4、1249番5、1250番、字四ノ丁子ケ谷1251番、1252番、1253番1、1253番2、1253番3、1253番4、1253番5、1254番1、1254番2、1254番3、1254番4の1、1254番5、1254番6、1254番8、1255番、1255番2、1256番、1257番1、1257番2、1258番、1259番、1260番、1261番、字シタケ作1262番1、1262番2、1262番3、1262番4、1263番、1263番2、1264番、1265番2、1265番3 地目：水道用地 地積：91,151.52㎡のうち83,576.52㎡

2 貸付金額 月額 100,000円

3 貸付期間 貸付開始日から20年間

4 貸付けの相手方 東京都渋谷区代官山町9番10号

株式会社運動会屋 代表取締役 米司 隆明

提案理由

平成26年3月に稼働を停止した旧小久保ダムの活用に伴い、市が保有する財産を適正な対価なくして貸し付けることについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求めるものである。